

「山口県障害福祉サービス実施計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」の概要

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施を図るために策定

2 計画の位置付け

障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく「障害児福祉計画」

3 基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

4 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

5 計画の達成状況の点検及び評価

「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を実施

6 障害保健福祉圏域

8圏域を設定（保健医療圏域及び老人福祉圏域と同様）

第1章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ R8年度末までに78人を地域移行
(R4年度末入所者2,123人の3.7%)
- ・ R8年度末までに入所者を73人削減
(R4年度末入所者2,123人の3.4%)

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 退院後1年以内の地域生活日数の平均が326日以上
- ・ R8年度末の1年以上長期入院患者数が2,623人
- ・ 早期退院率 入院後3か月時点：56%以上
入院後6か月時点：74%以上
入院後1年時点：85%以上

3 地域生活支援の充実

- ・ 各市町に地域生活支援拠点等を整備
- ・ コーディネーター配置等による各市町の地域生活支援拠点等の機能の充実
- ・ 支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討
- ・ **新**各市町（又は圏域）において、強度行動障害を有する障害者に対する支援体制の整備

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ R8年度中の一般就労者数を220人へ
(R3年度：151人の1.45倍)
- ・ **新**就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ・ R8年度中の就労定着支援利用者数を166人へ
(R3年度：104人の1.60倍)
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
- ・ **新**雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制構築の推進

5 障害児支援の提供体制の整備

- ・ 各市町（又は圏域）に児童発達支援センターの設置
- ・ 各市町で障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・ 難聴児支援のための連携体制の強化等
- ・ 各市町（又は各圏域）に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ・ **新**コーディネーターによる医療的ケア児等への相談支援等
- ・ 医療的ケア児等に対する関係機関による協議の場の設置
- ・ 各市町に医療的ケア児に関するコーディネーターを配置
- ・ **新**障害児入所施設からの移行調整に係る協議の実施

6 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 各市町に基幹相談支援センターの設置
- ・ **新**各市町において、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 計画的な人材養成等によるサービスの質向上等

第2章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

1 各年度の指定障害福祉サービス等の必要量の見込み等

(1) 指定障害福祉サービス（月平均利用人数）

サービス区分	R4実績	R8見込み	伸び率等	
訪問系	1,498	1,612	7.6%	
日中活動系	9,329	10,842	16.2%	
居住系	グループホーム	1,533	1,763	15.0%
	入所	2,103	2,053	▲2.4%

(2) 指定相談支援（月平均利用人数）

支援の区分	R4実績	R8見込み	伸び率等
計画・地域移行・地域定着計	2,457	2,977	21.2%

(3) 指定障害児支援（月平均利用人数）

サービス区分	R4実績	R8見込み	伸び率等
通所支援	4,034	5,076	25.8%
訪問支援	132	266	101.5%
入所支援	99	97	▲2.0%
相談支援	1,062	1,510	42.2%

2 成果目標等の達成のために必要な活動指標

- ・ 福祉施設からの一般就労を支援する指標としての、障害者に対する職業訓練の受講者数等 など

3 各年度の必要入所定員総数

- ・ 障害者必要入所定員総数 2,174人
- ・ 障害児必要入所定員総数 356人

4 指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策等

- ・ 全圏域共通の取組事項（感染症対策等）
- ・ 圏域ごとの取組事項

5 人材の養成及びサービスの質の向上のための取組

- ・ 地域生活支援事業を活用した人材養成
- ・ サービス提供事業者への第三者評価の普及啓発等

第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町相互間の連絡調整事業
- 4 広域的な支援事業
- 5 サービス・相談支援者、指導者育成事業
- 6 その他の日常生活支援、社会参加支援の事業等

第4章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- 1 障害者等に対する虐待の防止
- 2 意思決定支援の促進
- 3 障害者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- 4 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進
- 6 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた取組等